

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

【様式】

未整備駅名	谷上駅（北神急行電鉄）
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：兵庫県 市区町村：神戸市北区
路線名	北神線、神戸電鉄有馬線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	26,114人/日

鉄道事業者又は軌道経営者 関係自治体	北神急行電鉄株式会社(神戸電鉄株式会社と共同使用駅) 兵庫県・神戸市
-----------------------	---------------------------------------

バリアフリー化に関する現状	
3, 4番ホーム（共用ホーム）EV（基準適合）段差解消済。5, 6番ホーム（北神専用ホーム） 水平3段ESC1基上下方向時間差にて対応。	

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者（軌道経営者）におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（必須）

質問1 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) **無**

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

（未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。）

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

5, 6番ホームの北神専用ホームは使用頻度が低く、乗降客並びに地元自治体からの要望もありません。今後当社の経営状態並びに地元から強い要望等が出て来た時に対応させていただきます。

質問4 平成23年（注）以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス（スケジュール表等の添付も可）

今後、駅の乗降客が大幅に増え、乗降客並びに地元住民から要望等が出てきた場合に設置の方向で検討します。

（未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。）

現在、設置してあるEVで専用ホーム発着列車との乗降が可能となる様、朝夕混雑時は対応を図っており、今後、更に利用者数が増え、地元住民及び利用者からの設置要望が出て来た際に設置化を図りたい。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（任意）

○都道府県（未整備駅の所在都道府県の記載事項）

質問I 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

○市区町村（未整備駅の所在市区町村の記載事項）

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	北神急行電鉄株式会社
都道府県	兵庫県
市区町村	神戸市

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

(臨時報告書)

未整備駅名	谷上駅(神戸電鉄)
未整備駅の所在都道府県及び市区町村	都道府県：兵庫県 市区町村：神戸市北区
路線名	神戸電鉄有馬線、北神急行北神線
1日の平均利用者数(平成20年度末現在)	17,536人/日
鉄道事業者又は軌道経営者	神戸電鉄株式会社(北神急行株式会社と共同使用駅)
関係自治体	兵庫県、神戸市

バリアフリー化に関する現状

高架駅 島式2面相対式1面5線ホーム
3,4番ホーム(共用ホーム、終日使用)EV(基準適合)段差解消済。1,2番ホーム(神鉄専用ホーム、朝夕一部の時間帯のみ使用)水平3段ESC1基設置済み、上下方向切替可能。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

1,2番ホームは一部の時間帯のみの使用であり、乗降客ならびに地元自治体からのEV設置要望もありませんし、当該時間帯での移動制約者の利用実績もございません。当面は、係員および車椅子用ESCで対応可能と考えており、今後当社の経営状態および乗降客等から強い要望が出てきたときに対応させていただきます。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

今後、移動制約者の利用が増え、乗降客等から要望が出た場合には、設置の方向で検討します。

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

今後、1,2番線ホームの終日使用化、あるいは移動制約者の使用頻度増等により、乗降客等からEV設置の要望が出てくれば、改めて設置を検討したい。

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

【様式】

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

〇都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問I 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

〇市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1) 有 (2) 無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	神戸電鉄株式会社
鉄道事業者又は軌道経営者	神戸電鉄株式会社
都道府県	兵庫県国土整備部まちづくり局都市政策課
市区町村	神戸市保健福祉局総務部計画調整課